

2014 年度 債権総論 1 定期試験問題の解答例

2014 年 7 月 22 日

明治学院大学法学部教授 加賀山 茂

問題 1 (35 点)

(1) 民法 422 条の現代語化を行った立場からの修正理由 (10 点)

物や権利は債権の目的ではないので、民法 422 条の旧条文の「債権ノ目的タル物又ハ権利」、は誤りである。しかし、権利は、無体物であるため、条文の「目的」を「目的物」へと変更することはできない。そこで、上記に続けて「の価額の全部の支払を受けたときは」というように、「支払」を追加することによって、目的という用語を維持したまま、目的物との違いを明確にした。

(2) 民法 422 条の旧条文の起草者 (B) の立場からの修正に対する批判 (10 点)

民法 422 条でいう「その債権の目的」とは、例えば、寄託の対象である「物又は権利」を返還することであり、それが紛失・滅失した場合に、「物又ハ権利ノ価額ノ全部」の「支払」を受けることは、「その債権」の目的ではない。したがって、現代語化された民法 422 条は、その表現が立法の趣旨と矛盾しており、現代語化として不適切である。

(3) 民法 422 条に関する自ら (C) の見解および改正提案 (結論) (15 点)

確かに、「物」は、民法 85 条によって有体物に限定されている。しかし、給付の対象を意味する債権の「目的物」には、無体物も含むと解釈することが可能である。そのように考えると、「債権の目的」と「債権の目的物」とを明確に区別するという現代語化の趣旨を貫徹するためには、民法 422 条は、「目的」を「目的物」へと修正し、「債権者が、損害賠償として、その債権の目的物である物又は権利の価額の全部を受けたときは、債務者は、その物又は権利について当然に債権者に代位する」と改正するのが妥当である。

(旧条文を支持しても、現代語化を支持しても、論理さえ通っていれば、それでもよい。)

問題 2 (10 点)

(1) 漁網用タール事件の場合、目的物はどのような場合に特定するか (2 点)

残余タールを取り出して分離する等物の給付をなすに必要な行為を完了したときに特定する。

(2) 溜池にあったタールの全部の処分によって、引渡債務は履行不能となるか (2 点)

制限種類債権は、目的物の滅失によって履行不能となる。

(3) 目的物の引渡しまでに要する売主の注意義務の程度 (2点)

特定物債権の場合には、債務者は、善管注意義務を負う (民法 400 条)。しかし、制限種類債権の場合には、債務者はその保管につき自己の財産におけると同一の注意義務を負う。

(4) タール事件の最高裁・差戻後の高裁判決の問題点 (4点)

(候補 1: 品質は問題とならないとの判示に対する批判)

特定物債権においては、品質不良の場合には、売主は、瑕疵担保責任を負う。また、種類債権の場合には、債務者は、中等の品質を有する物を給付しなければならない (民法 401 条 1 項)。したがって、制限種類債権の場合にも、目的物の品質は問題となるはずである。ところが、タール事件の最高裁判決 (最三判昭 30・10・18 民集 9 卷 11 号 1642 頁) は、「制限種類債権であるとするならば、履行不能となりうる代りには、目的物の良否は普通問題とはならない」としており、不合理である。

(候補 2: 善管注意義務を負わず、自己の財産と同一の注意義務でよいとした点の批判)

自己の財産と同一の注意義務は、無償の寄託の場合に特別に認められるもの (民法 659 条) であり、有償の売買契約の注意義務に対して、この法理を適用するのは不適切である。

(候補 3: 注意義務違反がないとして、その余の判断をしなかった差戻後の高裁判決の批判)

売主に注意義務違反がない場合には、債務不履行責任は問題にならないとしても、それで結論が出るわけではなく、次に、危険負担の問題が生じる。債権者にも帰責事由がない場合には、民法 436 条 1 項の債権者主義にしたがって、買主が勝訴する可能性が存在する。この点を見逃して、「債務不履行を理由に本件売買契約を解除する旨の意思表示は無効であって、本訴請求はその余の点について判断するまでもなく失当として棄却を免れない」とした、差戻後の高裁判決こそが、むしろ、失当であろう。

問題 3 (10点)

(1) Y (被保険者) の Z (保険会社) に対する請求の可否・条文の根拠 (5点)

Y (被保険者) は、X (被害者) に対する損害賠償額について自己が支払をした限度においてのみ、保険会社に対して保険金の支払を請求することができる (自賠法 15 条)。

(2) Z (保険会社) の保険金の支払義務・条文の根拠 (5点)

Z (保険会社) は、自賠法 3 条による自動車の保有者の損害賠償の責任が発生したときは、X (被害者) に対して、保険金額の限度において、損害賠償額の支払をしなければならない (自賠法 16 条 1 項)。Y (被保険者) への支払は、前記のように、自賠法 15 条の要件が充たされた場合に限られる。

問題 4 (45 点)

(1) X が Y₃ に対して連帯債務の半額額を免除したとする。Y₁, Y₂, Y₃ は, X に対して, それぞれ, どのような債務を負担するか。(15 点)

例: 全額〇〇〇万円 (負担部分〇〇〇万円, 保証部分〇〇〇万円) という形式で。

Y₁: 800 万円 (負担部分: 400 万円, 保証部分: 400 万円)

第 1 説 (柚木説) なら, 700 万円 (負担部分 400 万円, 保証部分 300 万円)

第 2 説 (我妻説) なら, 900 万円 (負担部分 400 万円, 保証部分 500 万円)

Y₂: 800 万円 (負担部分: 300 万円, 保証部分: 500 万円)

第 1 説 (柚木説) なら, 700 万円 (負担部分 300 万円, 保証部分 400 万円)

第 2 説 (我妻説) なら, 900 万円 (負担部分 300 万円, 保証部分 600 万円)

Y₃: 450 万円 (負担部分 100 万円, 保証部分: 350 万円)

第 1 説 (柚木説) なら, 450 万円 (負担部 0 万円, 保証部分 450 万円)

第 2 説 (我妻説) なら, 450 万円 (負担部分 200 万円, 保証部分 250 万円)

(2) 理由 (IRAC の形式で書くこと) (20 点)

(I) 半額免除に関する争点 (5 点)

連帯債務の半額免除の意味については, 債権者を保護するため, その意味を, 債務の免除ではなく, 訴訟上の「不遡及合意」と解すべきであるとの見解がある。しかし, 連帯債務の半額免除というときには, 量的に判断が入っており, 量的な不遡及合意というのは, 一般的な意思解釈としては適切でないので, 連帯「債務」の半額免除として論ずる。

(R) 半額免除に関するルール, および, 学説または判例 (5 点)

連帯債務の免除については, 民法 437 条に明文の規定があるが, 半額免除については, 直接の規定はない。そこで, 学説上, 判例上, 見解が対立している。

第 1 (柚木説) は, 債務の免除という点を重視して, 負担部分の方から免除をすべきとする説であり, 第 2 (我妻説) は, 債権者の保護という点を重視して, 保証部分から免除をすべきであるとする説であり, 第 3 (判例) は, 連帯債務の半額免除というのは, 負担部分と保証部分の割合に応じて, それぞれ半額を免除するという説である。

(A) どのルール, または, どの学説または判例を適用すべきかについての議論 (5 点)

第 1 の柚木説によれば, Y₃ の負担部分である 100 万円から債務の免除が始まり, 後に保証部分の免除が連帯債務半額である 450 万円まで免除されることになる。

(その結果、Y₃の連帯債務は、負担部分が0となり、保証部分450万だけが残ることになる。Y₃の負担部分が200万円消滅したことから、民法437条によって、他の連帯債務者はその限りで影響を受けることになる。つまり、Y₁、および、Y₂の連帯債務は900万円から、700万円へと変化する。)

第2の我妻説によれば、Y₃の保証部分から連帯の免除が始まり、450万円が消滅する。このため、Y₃の負担部分(100万円)は、温存されることになる。

(その結果、Y₃の連帯債務は、負担分は100万円のままであり、保証部分が350万円となる。Y₃の負担部分が温存されているため、民法437条によって、他の連帯債務者には影響が及ぶことはない。つまり、Y₁、および、Y₂の連帯債務は、依然として、900万円のままである。)

第3の判例の見解によれば、負担部分200万円の半額が免除されて負担部分は100万円となり、保証部分700万円も、半額が免除されて350万円となる。

(その結果、Y₃の負担部分が200万円の半額の100万円消滅したことから、民法437条によって、他の連帯債務者はその限りで影響を受けることになる。つまり、Y₁、および、Y₂の連帯債務は、900万円から800万円へと変化する。)

(C) 結論 (5点)

理論的な面から考えると、第1の見解は、負担部分の免除から始まり、保証部分の免除に入ったところで、保証部分をどのように免除するかが問題となり、保証部分の割合に応じて免除することにならざるを得ない。また、第2の見解は、保証部分の免除から始まるため、即座に保証部分をどのように免除するかが問題となり、保証部分の割合に応じて免除することにならざるを得ない。このように考えると、半額免除の場合には、最初から、それぞれの連帯債務者の負担分と保証部分との割合を考慮して、それぞれ、半額免除されると考えるのが合理的である。

具体的な妥当性の面から考えると、第1の柚木説によると、半額免除が全額免除と同じという結果が生じており、第2の我妻説によると、連帯債務ではなく、連帯だけを免除したのと同じ結果が生じている。これに対して、第3の判例の見解は、半額免除の場合に、全額免除とも、連帯の免除とも異なる、妥当な結果が生じており、第3の判例の見解が支持されるべきである。

(3) Y₂が免除後の連帯債務の全額をXに弁済したとする。この場合、Y₂は、他の連帯債務者(Y₁, Y₃)に対して、いくら求償することができるか。(10点)

Y₂→Y₁: 400万円

Y₂→Y₃: 100万円(第1説なら、0万円、第2説なら、200万円)